研究振興局ライフサイエンス課 保存期間表

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
1	改廃及びその経	(1)立案の検討	立案基礎文書(一の項イ)	基本方針、基本計画、 条約その他の国際約束	20年	移管
	緯			開催経緯、諮問、議事概要・議事 録、配布資料、答申、提言		
			立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)	状況調査、ヒアリング		
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された 文書(一の項ロ)	法制局提出資料、審査録		
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)	各省協議		
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書(一の項 二)	5点セット(要綱、法律案、理 由、新旧対照条文、参照条文) 閣議請議書		
		(5)国会審議	国会審議文書(一の項へ)	趣旨説明、想定問答、答弁書、 国会審議録		
			官報の写し公示に関する文書その 他の公布に関する文書(一の項 ト)	官報の写し		
		(7)解釈又は運用 の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のため の決裁文書(一の項チ)	ガイドライン 通知文書		
2	法律の施行・運 用に係る事項		関係機関への周知徹底に関する文 書	各府省等への周知	5年	廃棄
		(2)法令の規程に 基づく届け出等	医療情報提供に係る届出等	提出書類	5年	廃棄
		金 2 (温1) 山寺	クローン法関係届出等	提出書類・回答内容	特定日以降5年	廃棄
			カルタヘナ法関係届出等	提出書類・回答内容 (第1種関係)	特定日以降5年	廃棄
				開催経緯、議事概要、配布資料	10年	移管
				就任依頼	10年	廃棄
				提出書類・回答内容 (第2種関係)	特定日以降5年	廃棄 以下について移 管 ・新型コロナウ
						イルス感染症に 係る事態に関す るもの
				提出書類・回答内容 (事故・不適切事案関係)	5年	廃棄
				提出書類・回答内容 (立入検査関係)	5年	
			生物兵器禁止法関係届出等	提出書類・回答内容	5年	
		基づく指導等		関係機関への指導	5年	廃棄
3	政令の制定又は 改廃及びその経 緯	(1)立案の検討		条約その他の国際約束	20年	移管
				開催経緯、諮問、議事概要・議事 録、配布資料、答申、提言		
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された 文書(一の項ロ)	法制局提出資料、審査録		
		(3)意見公募手続		案、趣旨、要約、新旧対照条文、 参照条文、公募要領、提出意見、 提出意見を考慮した結果及びその 理由		
		(4)他の行政機関 への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)	各省協議		
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書(一の項 二)	5点セット(要綱、政令案、理 由、新旧対照条文、参照条文) 閣議請議 (プレス資料)		

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
		官報の写し公示に関する文書その 他の公布に関する文書(一の項 ト)	官報の写し		
4 省令の制定又は 改廃及びその経 緯	(1)立案の検討	立案基礎文書(一の項イ)	基本方針、基本計画、条約その他 の国際約束、大臣指示、政務三役 会の決定		移管
		立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)	開催経緯、諮問、議事概要・議事 録、配布資料、答申、提言		
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)	案、趣旨、要約、新旧対照条文 参照条文、公募要領、提出意見 提出意見を考慮した結果及びその 理由		
	(3)制定又は改廃	内閣府令、省令その他の規則の制 定又は改廃のための決裁文書(一 の項ホ)			
	(4)他の行政機関 への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)	各省協議		
	(5)官報の写し公 示	官報の写し公示に関する文書 (一 の項ト)	官報の写し		
5 閣議の決定又は 了解及びその経 緯	対する答弁に関する閣議の求め	答弁の案の作成の過程が記録され た文書(四の項イ)	質問主意書審査録	20年	移管
	する閣議の求め 及び国会に対す る答弁その他の 重要な経緯	閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書(四の項 ロ)	質問主意書答弁案 質問主意書に関する閣議請議書 質問主意書に関する案件表 質問主意書に関する配付資料		
		答弁が記録された文書(四の項ハ)	質問主意書答弁書		
	(2)基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件に 関する立案の検	立案基礎文書(五の項イ)	基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議決定		
	討及び閣議の求めその他の重項 から4の項(1)に 及び5の項(1)に 掲げるものを除 く。)	立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		立案の検討に関する調査研究文書 (五の項イ)	ヒアリング 任意パブコメ 状況調査		
		行政機関協議文書(五の項ロ)	各省協議 各省質問・意見 各省質問・意見への回答		
		閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書(五の項 ハ)	基本方針案 基本計画案 白書案 請議書		
6 職員の人事に関 する事項	文書の保存期間	人事院規則8-12 (職員の任免) 第46条の文書等	技術参与の任命(依頼)	3年	廃棄
	を定める業務	人事院規則9-5 (給与簿)第3 条の出勤簿	出勤簿	作成の日から5年	
		人事院規則9-7 (俸給等の支給) 第13条の超過勤務命令簿	超過勤務命令簿	作成の日から5 年3月	
		一般職の職員の勤務時間、休暇等 に関する法律(平成6年法律第33 号。以下「勤務時間法」とい う。)第6条第3項の申告の文書 等		取得の日から3年	
		勤務時間法第6条第3項の割振り の文書等	フレックスタイム制の割振り簿	作成の日から3 年	
		勤務時間法第13条の2第1項又は 第15条第1項の指定の文書等	代休日指定簿 超勤代休時間指定簿		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
П			人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 第4条第3項 又は第4項の割振り変更の文書等		作成の日から3 年	
			間、休日及び休暇) 第9条第1項 の明示の文書等	フレックスタイム制適用職員以外 の職員の週休日及び勤務時間の割 振り等の明示の文書		
			人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第1項の休暇簿			
			間、休日及び休暇) 第16条の3第	超勤代休時間の指定を希望しない 旨の申出の文書 代休日の指定を希望しない旨の申 出の文書	取得の日から3年 	
			人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第3項の届出の文書等			
			間、休日及び休暇)第29条第2項 の証明書類			
			間、休日及び休暇) 第29条第1項 の通知の文書等の写し	休暇等の承認の決定に係る通知の 文書の写し フレックスタイム制の割振り等又	3年	
			間、休日及び休暇)第9条第2項 の通知の文書等の写し	は週休日の振替等の通知の文書の 写し	1年	
			国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程に基づく文書		3年	廃棄
			上記以外の人事に関する文書	特定秘密保護法に基づく適性評価 に関する文書	10年	廃棄
	通達の制定又は			布資料、中間答申、最終答申、最 終報告、建議、提言		廃棄 以下について移 管 ・生命倫理に係
	心	でに掲げるもの を除く。)	(二十の項イ)	外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒヤリング		る行政指導指針 に関するもの ・ヒトクローン
			意見公募手続文書(二十の項イ)	見、提出意見を考慮した結果及び その理由		規制法に基づく もの ・カルタヘナ法 に基づくもの
				各省協議		
			制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)	百 亦余、 麥 熙余乂、週知又書 		
			官報公示に関する文書 (二十の項 のハ)	官報の写し		
		の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定に係る文書		10年	移管
		(3)訓令及び通達 の立案の検討そ の他の重要な経 緯	制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)	通達案	10年	移管
	告示・訓令・通 達の施行・運用		指針に基づく届出等	提出書類・回答内容等	5年	廃棄
	に係る事項	づく届出等		提出書類・回答内容等	特定日以降5年	
				開催案内等		
				実験計画報告書等	- -	
				不適合報告等	5年	
				提出書類・回答内容・改善依頼 等	5年	
				調査・分析等		
			訓令通達に基づく届出書 	提出書類・回答内容等	5年	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
	独立行政法人等 に関する事項	通則法(平成11 年法律第103号) その他の法律の 規定による中期 目標の制定又は	評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項ロ)	配付資料	10年	移管
		変更に関する立 案の検討その他 の重要な経緯	制定又は変更のための決裁文書 (二十四の項ハ)	中長期目標		
			中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項二)	年度計画 事業報告書		
		通則法その他の	指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ)		5年	移管
		その他の指導監督に関する重要な経緯	違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)			
		の業務の実績等 に関する評価、 業務及び組織の	独立行政法人評価	基準案、基準の決定 年度評価書、見込評価書、期間実 績評価書	10年	移管
		見直し、その他 文部科学省所管 の独立行政法人 の評価に関する 業務		見直し内容		
		(4)補助金等の交 付に関する重要 な経緯(21の項	交付の要件に関する文書 (十三のイ)	交付要綱の一部改正	交付に係る事業 が終了する日に 係る特定日以後	
		に掲げるものを除く。)	交付のための決裁文書その他交付 に至る過程が記録された文書(十 三の口)		5年	廃棄 以下について移 管 ・東日本大震災 に関するもの
			補助事業等実績報告書(十三のハ)	実績報告書 額の確定		移管
		(5)予算編成に関する重要な経緯	概算要求に関する文書	概算要求に関する資料 担当官説明資料、積算根拠 等	5年	廃棄
		(6)その他	上記以外の独立行政法人に関する 文書	一般的な照会、事務連絡、祝辞等	5年	廃棄
	ヒューマン・フ ロンティア・サ イエンス・プロ グラム機構に関	予算等の検討、	機構の運営・予算等の検討、決定 等に関する文書	機構の運営や予算に関する調整、 決定資料	5年	廃棄
	する事項	(2)その他	上記以外の機構に関する文書	照会、公電、式典等	5年	廃棄
	独立行政法人等 に関する事項	(1)福島復興再生 特別措置法(平 成24年法律第25	制定又は変更のための決裁文書(二十四の項ハ)		10年	移管
		号)その規定の は で は で の 規定の は 変の は 変の は 変の し で り し に り り し に り し り り り り り り り り り り り	中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項二)	助成等業務実施計画 業務方法書		
		特別措置法その 他の法律の規定 による報告及び		検査	5年	移管
		検査その他の指	指導監督の結果の内容が記録され た文書(二十五の項ロ)	監督命令 監督命令の結果		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
		(3) 福島国際研究 教育機構の関係 の実績の見 を を が組織の見 で が組 を が 組 そ の 所 管 で に 対 の に 対 の に の に の に の に の に の に の に の	福島国際研究教育機構評価	基準案、基準の決定 年度評価書、見込評価書、期間実 績評価書 見直し内容	10年	移管
		(4)予算編成に関 する重要な経緯	概算要求に関する文書	概算要求に関する資料 担当官説明資料、積算根拠等	5年	廃棄
		(5) その他	上記以外の福島国際研究教育機構 に関する文書	一般的な照会、事務連絡等	5年	廃棄
12	栄典又は表彰に 関する事項	栄典又は表彰の 授与又はは経緯 の 5の項(2)に掲 (i る も の を 除 く。)	栄典又は表彰の授与又ははく奪の ための決裁文書及び伝達の文書 (二十八の項)	選考基準 選考案 伝達 受章者名簿	10年	廃以管・設る・褒定・特表・表す棄に 栄・も叙章に国に彰国彰るつ 制廃 ・選す栄要係の授の 度に 叙考る誉なる著与て の関 勲・も賞大も名に 教 創す ・決の等臣のな関
		項から12の項ま でに掲げるもの を除く。)	国会審議文書(二十九の項)	想定問答 答弁書	10年	廃棄
		(2)国会議員及び 有識者による勉 強会(1の項から 12の項までに掲 げるものを除 く。)		開催経緯 議事概要·議事録 配付資料 要請、提言 運営規則 名簿	10年	廃棄
14		(1)審議会等(1の 項から13の項ま でに掲げるもの を除く。)	審議会等文書(二十九の項)	開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終 建議 建言 協議会の設置等	10年	廃り (でである) (では、)) (では、) (では、) (で
		(2)審議会等委員 任命に係る文書		就任依頼	10年	廃棄
15	文書の管理等に 関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うための 帳簿 (三十一の項)		5年	廃棄
			決裁文書の管理を行うための帳簿 (三十二の項)	決裁簿	30年	
			条第3項に定める廃棄に係る記録	文部科学省行政文書管理規則第23 条第3項に基づき廃棄した行政文 書ファイル等の記録		
			標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	次回の更新まで	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
	調査に関する事項	る重要な経緯	文部科学省等所管の事務に関する調査の実施方針・進捗管理に係る文書		5年	廃以管・の文告・の・の握査査・そ案響に棄下 基企書書一調所運等(等法の等を関つ 統にび 統報す状関行 のの大えるい 計関調 計告る況す状 解政きたもの 調す査 調書制のる況 釈策な事の移 査る報 査 度把調調 や立影案
	広報に関する事 項	広報に関する立 案・実施及びそ	文部科学省の広報の実施・報告に 関する文書	大臣会見録関係	5年	廃棄
		の結果に関する 重要な経緯		報道発表資料	3年	1
				倫理指針に関する講演資料 カルタヘナ法に関する講演資料 文部科学省HP、ライフサイエン		
				スの広場に掲載する資料		
				ウェブサイト	無期限	
18	国内式典に関す る事項	国内式典等	文部科学省・国内他機関・団体等 主催式典・会議等の実施に関する 文書	祝辞・弔辞・幹部挨拶文書 依頼文書 会議資料	3年	廃棄
	契約に関する事 項	契約に関する重 要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契 約に至る過程が記録された文書	仕様書案 協議・調整経緯	契約が終了する 日に係る特定日 以後5年	廃棄
20	予算編成に関す る事項	予算編成に関す る重要な経緯	予算編成、概算要求に関する文書	予算編成、概算要求に関する資料 担当官説明資料、積算根拠 等	5年	廃棄
	旅費・謝金等に 関する事項	旅費・諸謝金等	旅費・謝金等に関する文書	予算の執行、旅費・謝金等の支出 に関する資料 実施原議 等	5年	廃棄
	補助金に関する 事項		交付の要件に関する文書 (十三の イ)	交付要綱の一部改正	交付に係る事業 が終了する日に 係る特定日以後 5年	移管
			補助事業等実績報告書(十三のハ)	実績報告書 額の確定		
			交付のための決裁文書その他交付 に至る過程が記録された文書(十 三の口)		交付に係る事業 が終了する日に	廃棄
			研究不正事案に関する文書	研究不正行為の告発に係る事案の 調査結果報告	3年	
23	委託事業に関す る重要な経緯	委託事業に関す る重要な経緯	事業の採択に関する文書	委託事業実施要項 採択に関する委員の委嘱 採択に関する会議の配付資料・議 事概要・議事録 募集通知 実施計画書 採択結果通知	契約が終了する 日に係る特定日 以後5年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
			事業の実施及び結果に関する文書	委託契約書 変更承認申請·変更承認 事業実施報告書 委託額確定通知 所有権移転 知的財産権移転		
				特許出願	常用(無期限)	移管
24	公益信託に関す る事項	公益信託	公益信託の新規引き受けに関する 文書	引き受け申請 引き受け決定	10年	移管
			公益信託の変更に関する文書	代表者変更届	10年	廃棄
			公益信託の報告に関する文書	事業計画 収支予算書 事業報告		
			公益信託の終了関係資料	終了決定	10年	移管
			特定公益信託の認定関係資料	認定決定		
25	幹部職員の交代 に関する事項	事務引き継ぎに 関する重要な経 緯	 幹部職員の引継書作成に関する文 書	 所管事項説明資料 	5年	廃棄
	照会・依頼等に 関する事項	照会・依頼等	法令等に基づく外部からの照会に 対する回答	法令に基づく照会 捜査関係事項照会 弁護士法に基づく照会	1年	廃棄
			法令等に基づく外部からの照会に 対する回答のうち、業務上特に保 存が必要なもの	他省庁主管の基本計画等に関する 法令に基づく照会	7年	
			定型的・日常的な照会に関する文 書	定型的・日常的な照会、事務連絡 等	1年未満	
			委員等の委嘱や就任依頼、講師の 派遣依頼等に対する回答	委嘱に対する回答 就任依頼に対する回答	任期満了日の日 に係る特定日か ら1年	
				派遣依頼に対する回答	1年	-
			 職員等の海外出張に関する文書 	パスポート申請、便宜供与等	3年	
	による申合せ及	複数の行政機関 による申合せに 関する立案の検 討及び他の行政 機関への協議等	申合せの内容が記録された文書 (八の項ハ)	申合せ	10年	移管
		条第3号の許認	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)		特定日以後5年	廃棄 以下について移 管 ・国籍に関する もの
			許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)		特定日以後5年	移管
30	文部科学省行政 文書管理規則に		文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書	別途、正本・原本が管理されてい る行政文書の写し	1年未満	廃棄
	おいて、1年未満の保存期間とすることができる文書			定型的・日常的な業務連絡、日程 表等		
	· ◇ 人盲			出版物や公表物を編集した文書		
				課の所掌業務に関する事実関係の 問合せへの応答		
				明白な誤り等の客観的な正確性の 観点から利用に適さなくなった文 書		
				意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		